

# ANSERサービス利用規定 (2020年10月1日現在)

## 1 ANSERサービス

本申込書により申込むことのできるANSERサービス（以下「本サービス」といいます。）は、ANSERスーパーパソコンサービスとします。

- (1) 本サービスは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の専有・管理するパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）によってサービスを利用するものとします。
- (2) 本サービスは、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
  - ア 依頼日当日に、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から、振替資金または振込資金（以下「振替振込資金」といいます。）を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当行本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信、または振替の処理をする場合。
  - イ 依頼日の翌営業日以後7営業日以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振替振込指定日」といいます。）に、支払指定口座から振替振込資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知の発信、または振替の処理を行う場合（以下「振替振込予約」といいます。）
  - ウ ご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき、取引照会、残高照会を行う場合。
- (3) 本サービスにおける入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届出方式により行うものとします。ただし、振替振込予約の場合には、都度依頼人が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）によることもできます。ただし、都度指定方式による振替振込予約を利用する場合は、別途、当行所定の「振替・振込サービス（都度指定方式）利用申込書」を提出するものとします。
- (4) 本サービスを利用する場合は、依頼人があらかじめ当行に届出た電話番号の端末を使用してください。
- (5) 前2項、3項の振替または振込の取引は、次の区分により取扱います。
  - ア 入金指定口座が、支払指定口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - イ 入金指定口座が、支払指定口座と異なる当行本支店にある場合、または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が支払指定口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (6) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

## 2 本人確認

- (1) 暗証番号・電話番号の届出  
本サービスの利用にあたっては、依頼人は当行所定の書式にて各種「暗証番号」および利用する「電話番号」等を当行にお届けいただきます。
- (2) 取引時の本人確認  
本サービスの取引については、当行で受信した暗証番号等の当行が定める情報と、当行にお届けいただいた暗証番号等の当行が定める情報が一致した場合に、当行は送信者を依頼人とみなします。

## 3 振替または振込取引の依頼

- (1) 本サービスによる依頼日1日あたりの振替金額または振込金額の限度額（以下「振替振込限度額」といいます。）および1回あたりの振替振込限度額は、あらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (2) 本サービスにより振替または振込の取引を依頼する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末により入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 当行が受信した支払暗証番号、入金暗証番号と届出の支払暗証番号、入金暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を端末に返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを端末より入力してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

## 4 振替または振込取引の成立等

- (1) 依頼内容については、当行が確認コードを受信した時点で確定するものとします。  
都度指定方式の場合には、当行が受信した確認暗証番号と届出の確認暗証番号とが一致した場合に確定するものとします。
- (2) 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を端末に送信しますので確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行は、依頼内容確定時（ただし、振替振込予約の場合には、振替振込指定日の当行所定の時刻）に、振替振込資金を預金通帳・払戻請求書または当座小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落します。
- (4) 振替振込契約は、前項に規定する振替振込資金を当行が引落した時に成立するものとします。
- (5) 前項により振替振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
- (6) 以下の各号に該当する場合、本サービスによる振替または振込の取引はできません。
  - ア 振替金額または振込金額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
  - イ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき。
  - ウ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき。
- (7) 振替または当行本支店あての振込の取引において、入金指定口座への入金ができない場合には振替または振込の取引を取消し、支払指定口座からの引落しはいたしません。

## 5 振替振込予約における振替振込資金等の引落し不能の場合の取扱い

振替振込予約の場合には、当行は、前条第2項に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前条第3項に規定する振替振込資金等の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振替または振込の取引はしません。この場合、当行は、依頼人に対し振替振込資金等の引落し不能の旨の通知はしません。

## 6 取引内容の確認等

- (1) 振替または振込の取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記入または、当座勘定照合表により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 7 依頼内容の変更、組戻し

- (1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、お取引店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、お取引店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前1項、2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

#### 8 使用端末機による依頼内容の変更、組戻し

振替振込予約の場合に、依頼内容の変更または依頼の取りやめを行うときは、前条に規定する方法のほか、振替振込指定日の1営業日前までに限り、使用端末機によって当行所定の方法により行うことができます。

#### 9 各種照会の訂正等

各種照会に対して当行が送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当行は既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。

#### 10 手数料

##### (1) 基本料金

依頼人は当行に対し、本サービスについての所定の基本料金およびその消費税相当額（以下、「基本料金等」といいます。）を毎月支払うものとし、ます。なお、初回の支払はサービス開始月の翌月分からとします。

##### (2) 振込手数料

依頼人は当行に対し、本サービスについての所定の振込手数料およびその消費税相当額（以下、「振込手数料等」といいます。）を毎月支払うものとし、ます。

なお、消費税相当額は、振込手数料の合計額に基づき計算します。

##### (3) 支払方法

基本料金等および振込手数料等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された預金口座から、毎月当行所定の日に自動的に引落すものとします。ただし、振込手数料については、依頼人の希望により、振込を行う都度、振込資金と合算で引落すこともできるものとします。

#### 11 届出事項の変更

暗証番号、指定口座等届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 12 免責条項

(1) 当行の責によらない電子機器・通信機器、通信回線等の障害ならびに天災地変その他やむを得ない理由により、取扱が遅延したり、不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、当行が確認コードを受信する前に、回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。

(2) 本サービスによる取引の受付の際、当行が受信した支払暗証番号、入金暗証番号、確認暗証番号および端末の電話番号（以下「暗証番号等」といいます。）と、届出の暗証番号等の一致を確認して取扱った場合は、暗証番号等につき当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 13 解約等

- (1) 本サービスは依頼人または当行の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 依頼人の申出による解約の場合、解約の効果は、当行に対する解約の申出日の翌々営業日に生じるものとし、解約申出日から解約申出日の翌営業日まで生じた取引についても第12条2項の免責条項が適用されます。
- (3) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込または振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わないものとします。

#### 14 他規定の準用

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、通知預金規定、定期預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定貸越約定書および各種カードローン規定によるものとします。
- (2) 振込の取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 15 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特段の申出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。

以後も同様とします。

なお、本サービスの対象となる取引口座が全て解約された場合は、このサービスは失効するものとします。

以上

本規約で引用している各種手数料、規定等については当行ホームページに記載しています。URLは以下の通りです。

1. 各種手数料について  
<https://www.18shinwabank.co.jp/price/commissions/index.html>
2. サービス内容について  
<https://www.18shinwabank.co.jp/corporate/ebservice/oldservice/lineup/>
3. 各種預金規定について  
<https://www.18shinwabank.co.jp/yakkan/yokin/>
4. 振込規定について  
[https://www.18shinwabank.co.jp/yakkan/naikoku\\_kawase/](https://www.18shinwabank.co.jp/yakkan/naikoku_kawase/)
5. 各種カードローン規定について  
<https://www.18shinwabank.co.jp/yakkan/loan/>

# お客さま 各 位

株式会社 十八親和銀行

当行は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

## 記

業 務 内 容	○預金業務、融資業務、為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務 ○投資信託販売業務、公共債販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利 用 目 的	当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で利用致します。 ○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため ○犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、各種金融商品やサービスをご利用いただく際の資格等の確認のため ○預金取引や融資取引等における期日管理や照会受付等、継続的なお取引における管理のため ○お客さまに対し、取引結果、預り残高等のご報告やご案内を行うため ○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断や事後管理のため ○適合性の原則等に照らした判断等、各種金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ○与信に関する業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○他の事業者等から個人情報の取扱いを伴う業務を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ○データ分析やアンケートならびに市場調査の実施等による各種金融商品やサービスの研究・開発等、お客さまへのサービス品質の向上を図るため ○ダイレクトメールの発送等、各種金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ○提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ○金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため ○各種お取引の解約やお取引解約後の管理のため ○その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため  なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。 ○銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ○銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健・医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。